

1 番 畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

感染拡大地域での新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されている中、感染予防に向けワクチン接種への対応や経済対策に追われている町長をはじめとする職員の方々に感謝の意を表しながら質問させていただきます。

緊急事態措置区域では、飲食店に対する営業時間短縮要請・外出自粛の要請・テレワークの推進など感染予防のための具体的な対策の徹底が図られています。一定の効果は出ていると思われませんが、未だ感染者は後をたたない状況です。また、この措置により飲食店はもとより、様々な業種において経営が苦しくなっている事業者が増えており、その対策も急がなければならない状況にあります。

このことは、緊急事態宣言区域にとどまらず、全国各地で同じような事態になっており、早急な対応が求められています。

そのような中、岩手県では飲食店などに対し、事業継続を支える目的で新たな支援金の創設を打ち出しました。

本町においてもこの状況は例外ではなく、昨年 12 月に実

施された新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査で、経営について「既に影響が出ている」「今後、影響が出る可能性がある」が全体の 80%、国・県・町への支援施策の要望では「事業継続のための給付金」が 56%と一番高く、「感染症予防対策に要する経費への支援」「雇用維持支援」など多くの支援を求める声が多数あります。

国では、新型コロナウイルスの感染防止策や経済回復に向けた取り組みなどを加速するための経費を盛り込んだ令和 2 年度第 3 次補正予算が成立しています。

そこで、本町においても、早急な対策が必要な今、国の補正予算に対する今後の対応の内容やスケジュールをお示しください。

次に、男女共同参画の取り組みについて伺います。

SDGs 持続可能な開発目標ではゴール 5 で「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う」としています。日本は現状、ジェンダー後進国と言われ、男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数」では世界 153 カ国中 121 位、主要 7 カ国では最下位となっており、その改善につ

いて各方面で叫ばれている状況です。

また、いわて男女共同参画プランには、「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう」とされています。

町の未来づくりプランでは男女共同参画の推進について、計画的な参画の促進や、女性リーダー育成のための学習機会の提供、男女共同参画のための自主的組織の活動や環境づくりの支援などを実施するとしています。

これらを踏まえ、ジェンダー後進国からの脱却を目指すことと男女共同参画促進には、各方面の様々な現場から地道な運動が必要と考えますが、町のこれまでと今後の取り組みについて伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

1 番 畠山 昌典 議員の御質問にお答えします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の今後の対応についてであります。これまで町民の皆様の感染予防対策に取り組むとともに、中小企業者等の事業者の資金繰り対策や事業継続に対する支援、町内の消費経済活性化対策など様々な支援策を講じてまいりました。

各種支援策の財源は国の第1次、第2次の補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっており、現在の予算計上額は約4億3千万円となっております。

年度末を迎える現段階におきましては、これまでの各種事業の執行状況などを確認、精査しながら一旦総括を行い、所期の目的の達成状況等を調査分析しているところではありますが、更なる感染拡大防止対策の強

化、一層の対策が求められる事業や継続的支援が必要な事業などについては、この3月下旬に臨時会をお願いして令和2年度補正予算を提案申し上げ、繰越事業として切れ目のない対策を講じてまいりたいと考えております。

令和3年1月28日に成立した国の令和2年度第3次補正予算では、国の総合経済対策の主旨である「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」を踏まえ、臨時交付金が追加措置されており、本町へは約1億5千万円が配分される予定であります。

御質問のありました国の第3次補正による臨時交付金につきましては、令和3年度予算措置が可能な制度設計となっておりますことから、今後、国及び県の総合的な経済対策とも連動させ、また町内の経済団体などとも連携しながら、引き続き必要な感染防止対策や経済対策について、支援が必要な方に行き渡るよう適時適切に対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願

申し上げます。

次に、男女共同参画の推進についてであります。国では、これまで男女共同参画社会を目指し、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、最近では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を制定し、社会のあらゆる分野で指導的地位の3割程度を女性が占めることを目標としてきたところであります。

しかしながら、全国的に雇用者全体に占める女性の割合が4割で、特にも出産・育児期の就業率が低いこと、管理職に占める女性の割合が国際的に見ても低水準であることが指摘されており、目標と現実との格差が大きいことから、関係機関や団体との更なる連携強化が求められているところであります。

議員御案内のとおり、岩手県においては「いわて男女共同参画プラン」を、本町においても「岩泉町男女共同参画プラン」を策定し、平成28年3月には、いわ

ゆる女性活躍推進法の制定を受けて、町職員向けの「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定して、職員採用や管理職の女性の割合等について、数値目標を設定し、事業推進に取り組んでいるところでもあります。

本町の推進状況につきましては、各種委員の女性登用の目標を20パーセントとしておりますが、本年度においては16.2パーセント、自治会長等に占める女性の割合は3パーセント、町職員の管理職の在職状況は16.7パーセントとなっており、残念ながら目標値を達成できていない状況となっております。

これまで、町では、県主催の男女共同参画セミナーや人材育成のための男女共同参画サポーター養成講座の参加希望者へ積極的支援を行い、男女共同参画サポーター認定者は男性4人、女性16人の計20人となっており、そのメンバーが中心となり、推進団体の組織化も図られているところでもあります。

S D G s の考え方を取り入れながら、固定的な性別役割分担意識の解消はもとより、雇用環境整備による仕事と生活の調和の推進など、幅広い分野における連携・協働が重要でありますので、推進団体にも協力をいただきながら、よりよい男女共同参画社会が実現できるよう努めてまいりますので御理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。